

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和7年6月30日 鳥取市長 様 提出者 住 所 鳥取市吉成南町1丁目27番1号 氏 名 開発建設株式会社 代表取締役 藤原 智宏 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0857-53-4606 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	開発建設株式会社
事業場の所在地	鳥取市吉成南町一丁目27番1号
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	昨年度の元請完成工事高 ¥312,728千円
③ 従業員数	25人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項【前年度(令和6年度)実績】

	アスファルトくず	コンクリートくず	木くず	廃プラスチック類	混合	金属くず	紙くず	汚泥	小型破碎
排出量(t)	1377.92	229.75	30.28	5.56	0.78	0	0	6.67	0

2. 本年度の目標

[illegible]

《会社の概要》

- (1) 会 社 名 開発建設株式会社
- (2) 所 在 地 鳥取市吉成南町一丁目27番1号
- (3) 計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

《当該事業場において現に行っている事業の概要》

- (1) 事業の種類 総合建設業
- 業 種 (建設業) 土木工事業・ほ装工事業・建築工事業・とび、土工工事業
塗装工事業・管工事業・水道施設工事業・造園工事業
- (2) 事業の規模 昨年度の元請完成工事高 ¥278,360 千円
- (3) 従業員数 25人
- (4) 産業廃棄物の一連の処理工程

【がれき類(アスファルトくず)】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 再生骨材として再資源化

【がれき類(コンクリートくず)】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 再生骨材として再資源化

【木くず】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 燃料として再資源化
- ・ 再生できないものは最終処分委託 → 埋立

【金属くず】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化

【紙くず】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化
- ・ 再生できないものは最終処分委託 → 埋立

【廃プラスチック】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 燃料として再資源化
- ・ 再生できないものは最終処分委託 → 埋立

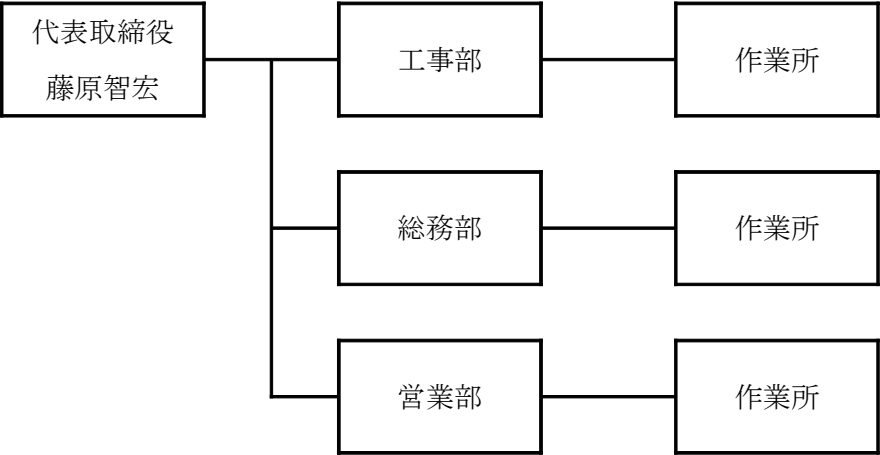
【建設混合廃棄物】

- ・ 再生処理業者へ委託 → 燃料として再資源化
- ・ 再生できないものは最終処分委託 → 埋立

《産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項》

統括責任者		代表取締役 藤原智宏	
産廃担当者		常務取締役 稲垣慎樹	
役割	廃棄物処理 統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物担当者	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・再利用業者の選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・各作業所に対する情報提供 ・その他関係する事項	
割			

廃棄物管理組織



《産業廃棄物の排出の抑制に関する事項》

(1) 現 状

【前年度(令和6年度)実績】

産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず	木くず	廃プラスチック類	混合	金属くず	紙くず	汚泥
排出量	1377.92 t	229.75 t	30.28 t	5.56 t	0.78t	0 t	0 t	6.67 t

(これまでに実施した取り組み)

- ・ 資材のプレカット等による現場搬入数量の適正化、現場での分別の徹底、梱包材の再生利用等により削減に努めた。

(2) 計 画

【目 標】

産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず	木くず	廃プラスチック類	混合	金属くず	紙くず	汚泥
排出量	1300.0 t	220.0 t	28.0 t	4.5 t	0.5 t	0 t	0 t	5.0 t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 発注者側の設計図書により発生量が積算されている場合は発生抑制が難しいが、これまでの取組をさらに徹底させ発生抑制を図る。

《産業廃棄物の分別に関する事項》

(1) 現 状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 排出するすべての産業廃棄物において、再生利用できるものは分別を徹底する。

(2) 計 画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 中間処理業者のための分別を徹底する。

《産業廃棄物の処理の委託に関する事項》

(1) 現 状

【前年度(令和6年度)実績】

産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず	木くず	廃プラスチック類	混合	金属くず	紙くず	汚泥
全 処 理 委 託 量	1377.92t	229.75 t	30.28 t	5.56 t	0.78 t	0 t	0 t	6.67 t
優良認定業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1377.92t	229.75 t	30.28 t	5.56 t	0.78 t	0 t	0 t	6.67 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取り組み)

- ・ 再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。

(2) 計 画

【 目 標 】

産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず	木くず	廃プラスチック類	混合	金属くず	紙くず	汚泥
全 処 理 委 託 量	1300.0 t	220.0 t	28.0 t	4.5 t	0.5 t	0 t	0 t	5.0 t
優良認定業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1300.0 t	220.0 t	28.0 t	4.5 t	0.5 t	0 t	0 t	5.0 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 可能な限り、再生利用業者へ委託する。